

中津川市の公共建築物等における木材利用推進方針

第1 趣旨

木材の利用を推進することは、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養その他の森林の持つ多面的機能の発揮及び地域経済の活性化に貢献するものである。

このため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して木材利用推進方針を策定するものであり、公共建築物等の木造化^(注1)・内装等の木質化^(注2)などを推進することにより、地域材^(注3)の利用を促進し、木材の利用拡大を図るために必要な基本的事項を定めるものである。

（注1）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注2）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

（注3）「地域材」とは、市内の森林から生産された木材とし、原則として、市内で加工された木材とする。

第2 公共建築物等における木材利用に関する基本的事項

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、積極的に地域材を使用するものとする。

第3 公共建築物の整備における木材利用の目標

（1）公共建築物の木造化

市が整備する公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

（2）公共建築物の内装等の木質化

市が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、積極的に内装等の木質化を図るものとする。

(3) 備品等における木材利用

公共建築物に導入する備品については、地域材を用いた製品を積極的に導入するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用

公共建築物において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するように努める。

第4 公共土木工事における木材利用

市が行う公共土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等地域材及び木製品を積極的に使用するものとする。

第5 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における地域材の適切な供給の確保を図るため、市は関係者（森林所有者、森林組合、林業事業体等）と連携して、地域材の需要と供給に関する情報の共有化を図り、安定供給体制の整備等に取り組むものとする。

第6 公共建築物等の普及・PR

公共建築物等の管理者は、市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

第7 木造化・木質化を推進する公共建築物等

木造化・内装木質化を推進する公共建築物及び公共土木工事等は次のとおりとする。

(1) 木造化を推進する施設

木造化を推進する施設	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物

(2) 内装等の木質化を推進する施設

内装等の木質化を推進する施設	内装等の木質化を推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
教育施設 幼稚園・保育園・小学校・ 中学校・高等学校・体育館・ 給食センター等	ホール ロビー 廊下 会議室	教室、職員室、体育館、図書 室、保健室等
福祉施設 児童福祉施設・老人福祉 施設・障害者福祉施設等		保育室、リハビリ室、図書 室、研修室、面談室、居室、 娯楽室等
医療施設 病院・診療所等		待合室等
生涯学習・文化施設 公民館・図書館・博物館等		展示室、資料室、研修室、事 務室等
行政施設 庁舎等		事務室、相談室、応接室、食 堂等
住宅施設 市営住宅等		各住居内の玄関、居室等
その他の施設 観光施設、直売所、バス 停、畜舎等		上記に準じた箇所

(3) 木材利用を推進する屋外等の施設（建築物以外）

	対 象	参 考
公園、文化施設周辺等	フェンス、木レンガ等の歩 道施設、緑化支柱、木柵、あ ずまや、ベンチ等	
その他	選挙ポスター掲示板	

(4) 木製品の導入を推進する施設

	対 象	参 考
教育施設	学校の机・椅子	備品の更新時又は内装木質 化時に併せて導入する。
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル、案内板、 掲示板、サイン等	

(5) 土木工事において木材利用を推進する施設

	対 象	参 考
道路施設	仮設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
砂防施設	防護柵（仮設含）、木柵等	
農業施設	防護柵（仮設含）、水路等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ等	
治山施設	筋工、法面保護工、残存型枠等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード等	

この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この方針は、平成 24 年 3 月 30 日より施行する。

この方針は、令和 8 年 3 月 24 日より施行する。